

ふくしま産業復興投資促進特区について

<平成24年4月20日国認定>

*目的

東日本大震災からの復旧・復興を図るため、「ふくしま産業復興企業立地補助金」と復興特区の優遇措置を併せて活用することにより、製造業等の企業の新・増設を促進し、被災者等の雇用の場を創出する。

*集積区域

工業団地、工業系地域、商業地域のほか、都市計画法による市街化区域（第1種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）及び木材木工工業団地。

【郡山市：36ヶ所】

*税制優遇

本特区復興推進計画に基づき投資や雇用を行う法人又は個人事業者が対象

国
税

- ① 新規立地促進税制（法第40条）
→新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税
- ② 事業用設備等に係る特別償却等（法第37条）
→機械装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除
- ③ 法人税の特別控除（法第38条）
→被災雇用者の給与等支給額の10%を税額控除
- ④ 研究開発税制の特例（法第39条）
→開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除
- ⑤ 地方税の課税免除（法第43条）
→施設・設備の新・増設による事業税（県税）・不動産取得税（県税）、固定資産税（市税）の課税免除

選
択
適
用

*対象業種

- ① 輸送用機械関連産業
輸送用機械器具製造業及びその関連業種
- ② 電子機械関連産業
電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信機械器具製造業及びその関連業種
- ③ 情報通信関連産業
通信業、情報サービス業、データセンター等及びその関連業種
- ④ 医療関連産業
化学工業、業務用機械器具製造業及びその関連業種
- ⑤ 再生可能エネルギー関連産業
化学工業、電気機械器具製造業、電機業及びその関連業種
- ⑥ 食品・飲料関連産業
食料品製造業、飲料・飼料製造業及びその関連業種
- ⑦ 地域資源活用型産業（伝統工芸品関連産業）
繊維工業、木製品製造業、家具・装備品製造業等及びその関連業種